様式第五号及び様式第六号（第一面）中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。
様式第六号の二を次のように改める。

様式第６号の２

（日本産業規格Ａ列４）

取扱職種範囲等変更命令通知書

（氏　名）　殿

令和　　年　　月　　日付け届出のあった職業安定法第32条の12第１項（同法第33条第４項及び第33条の３第２項において準用する場合を含む。）の取扱職種の範囲等について、同法第32条の12第３項（同法第33条第４項及び第33条の３第２項において準用する場合を含む。）の規定に基づき下記の理由により変更することを命じます。

令和　　年　　月　　日

都道府県労働局長　　印

記

許可・届出番号	
氏名又は名称	
事業所名称	
変更内容	
期限	
変更理由	

なお、この処分に不服のあるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、処分のあったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内（ただし、処分のあった日の翌日から起算して１年以内）に厚生労働大臣に対し、審査請求をすることができる。

また、処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内（ただし、処分のあった日の翌日から起算して１年以内）に、国を被告（代表者は法務大臣）として提起することができる。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から６箇月以内（ただし、裁決のあった日の翌日から起算して１年以内）に提起することができる。